

2025 年 11 月 1 日より、以下の規約、同意条項の一部を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

主な改定内容

- ① カードの取扱いに関する条項追加

② 本人認証サービスなどの条項追加

③ カード利用について非対面取引の条項追加

④ より分かりやすくするために、具体事例を記載

⑤ ID・PWの管理について、詳細に記載

⑥ 信用情報機関の利用・提供について、詳細に記載

⑦ その他、一部の表現の軽微な修正
- コメリカード会員規約 第 1 章 第 1 条、第 2 条

コメリカード会員規約 第 1 章 第 4 条、第 12 条、

コメリカード 第 II 章 第 1 条

カード会員保障制度規約 第 1 条、第 5 条

コメリカード WEB サービス会員規約 第 6 条

㈱コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に
関する同意条項

コメリカード会員規約 新旧対比表

現 行	改 訂 後
第 I 章 一般条項 第 1 条（本人会員及び家族会員） （1）～（2）（条文省略） （3）本人会員は、家族会員の家族カード利用（ETC 専用カード利用を含む）に関し生ずる本規約に基づく一切の債務につき、自己の債務として当社に対し負担します。	第 I 章 一般条項 第 1 条（本人会員及び家族会員） （1）～（2）（現行通り） （3）本人会員は、 家族会員に対し、本規約の内容を遵守させる義務を負うものとし 、家族会員の家族カード利用（ETC 専用カード利用を含む）に関し生ずる本規約に基づく一切の債務につき、自己の債務として当社に対し負担します。
第 2 条（カードの貸与と取扱い） （1）（条文省略） （2）カードの券面には、会員の氏名、カード番号、顧客番号、有効期限、セキュリティコード等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。 （3）本人会員は、家族会員に対し、本規約の内容を遵守させる義務を負います。会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自署し、カードを他人に使用されることのないよう善良なる管理者の注意義務をもって、カード及びカード情報を使用し、管理します。 （4）（条文省略） （5）カード及びカード情報は会員のみが利用でき、他人に貸与し、譲渡し、質入れし、又は担保提供することは一切できません。又、カード情報を会員以外の者に使用させたり提供したりすることでもできません。 （6）会員が本人以外にカード若しくはカード情報を利用させ又はカード若しくはカード情報が他人に利用されたことによる損害、並びに（3）項又は前項の規定に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払は本人会員の負担とします。ただし、カード若しくはカード情報の管理状況等を踏ま	第 2 条（カードの貸与と取扱い） （1）（現行通り） （2） （削除、以下繰り上げ） （2）会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自署し、カード 及びカードの券面に印字されているカード番号、顧客番号、有効期限及びセキュリティコード（以下「カード情報」という。） を他人（ 当該会員本人以外のすべての者を含む。以下同じ。） に使用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって管理し使用するものとします。 （3）（4）を現行通りで（3）へ繰り上げ、以下同様） （4）カードは 貸与を受けた 会員のみが利用でき、他人に貸与し、譲渡し、質入れし、又は担保提供することは一切できません。又、カード情報を 他人 に使用させたり提供したりすることでもできません。 （5）会員が 他人 にカード若しくはカード情報 （以下「カード等」という。） を利用させ又は カード等 が他人に利用されたことによる カード利用代金（カード等が利用又は使用されたことにより本契約に基づき本人会員が当社に対し支払い義務を負う金銭債務をいう。以下同じ。） 、並びに（2）項又は前

現 行	改 訂 後
えて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。 (7)当社は、解約の申出のない会員で、かつ、当社が引き続き会員と認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。更新カードを発行する時期は、次の各号のいずれかの事由により当社が定めます。 ①有効期限が到来するとき。 ②カードの機能に変更があるとき。 ③カードのデザインに変更があるとき。 ④その他当社が必要と認めたとき。 (8)前項に基づき更新カードを発行するときは、カードデザイン及びカードの機能は当社所定とします。	項の規定に違反してカードが使用された場合のカード利用代金の支払は、本人会員の負担とします。ただし、カード等の管理及び使用の状況（以下「管理使用状況」という。）等を踏まえ当該利用につき会員に故意又は過失がない場合は、この限りではありません。この場合、会員は、管理使用状況についての当社の調査に協力するものとします。 (6)当社は、解約の申出のない会員で、かつ、当社が引き続き会員と認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。更新カードを発行する時期は、次の各号のいずれかの事由により当社が定めます。 ①有効期限が到来するとき。 ②カード等の機能に変更があるとき。 ③カードのデザインに変更があるとき。 ④その他当社が必要と認めたとき。 (7)前項に基づき更新カードを発行するときは、カードデザイン及びカード等の機能は当社所定とします。
第4条（暗証番号） (1)（条文省略） (2)会員は、暗証番号を他人に知られないよう十分注意し管理します。暗証番号の管理について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除き、暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、本人会員がこれを負担します。 （新設） (3)（条文省略）	第4条（暗証番号等） (1)（現行通り） (2)会員は、暗証番号及びカード等利用のための本人認証を行うサービス（以下「本人認証サービス」という。）の利用のために会員が設定したID、パスワード、ワンタイムパスワードその他の本人認証のために当社に提供した情報（以下「認証情報」といい、暗証番号とあわせて「暗証番号等」という。）を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理し使用するものとします。 (3)暗証番号等を他人に利用されたことにより生じたカード利用代金の支払は本人会員の負担とします。ただし、暗証番号等の管理使用状況等を踏まえ当該利用につき会員に故意又は過失がない場合は、この限りではありません。この場合、会員は、管理使用状況についての当社の調査に協力するものとします。 (4)（現行通り）
第7条（カードの機能） (1)会員は、カードを利用して、当社及び当社加盟店並びにブランドの日本国内及び日本国外の加盟店で、商品の購入とサービスの提供を受けることができます。 (2)～(3)（条文省略）	第7条（カード等の機能） (1)会員は、カード等を利用して、当社及び当社加盟店並びにブランドの日本国内及び日本国外の加盟店で、商品の購入とサービスの提供を受けることができます。 (2)～(3)（現行通り）
第12条（カードの紛失、盗難等）	第12条（カードの紛失、盗難等）

現 行	改 訂 後
(1)カードの紛失、盗難、詐取又は横領等(以下単に「紛失盗難等」という)により他人が会員のカードを使用したときは、そのカード利用代金等は本人会員において負担します。 (2)前項の規定にかかわらず、会員が紛失盗難等の事実を当社及び最寄りの警察署へ速やかに届け出るとともに、当社所定の届出書を当社に提出した場合、当社が別に定める後記「カード会員保障制度規約」の定めにより当社が認めたときは、その不正使用による本人会員の損害を保障するものとします。 (3)偽造カードの使用被害その他カード番号盗用被害(以下単に「偽造被害等」という)に係るカード利用代金については、本人会員は、支払の責めを負いません。この場合、会員には、被害状況等の調査にご協力頂きます。 (4)前項の規定にかかわらず、偽造カードの作出又は偽造被害等において会員に故意又は過失があるときは、その不正利用代金について本人会員が支払の責めを負います。 (5)(6) (条文省略)	(1)カードの紛失、盗難、詐取、横領等又はカード情報の盗用(以下単に「紛失盗難等」という。)により他人が会員のカード等を使用した(以下「他人使用」という。)ときは、そのカード利用代金等は本人会員において負担します。 (2)前項の規定にかかわらず、会員が紛失盗難等の事実を当社及び最寄りの警察署へ速やかに届け出るとともに、当社所定の届出書を当社に提出した場合において、当社が別に定める後記「カード会員保障制度規約」の定めにより当社が認めたときは、その他人使用による会員の損害(前項のカード利用代金等を含む)を保障するものとします。 (3)前各項の規定にかかわらず、偽造カードによるカード利用代金については、本人会員は、支払の責めを負いません。この場合、会員には、被害状況等の調査にご協力頂きます。 (4)前項の規定にかかわらず、偽造カードの作出又は偽造被害等において会員に故意又は過失があるとき、又は暗証番号等が一致した取引の場合は、そのカード利用代金について本人会員が支払の責めを負います。 (5)(6) (現行通り)
第13条 (カード送付途中の事故に関する補償) 当社から郵送、宅配などにより送付したカードが直接本人会員に届くまでの間に、万一、紛失又は盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じたカード利用による支払金等相当額の損害は、本人会員に対し請求しません。 なお、当社からカードを発送した旨の連絡を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、本人会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出ます。	第13条 (カード送付途中の事故に関する補償) 当社から郵送、宅配などにより送付したカードが直接本人会員に届くまでの間に、万一、紛失又は盗難等によりカード等が他人に使用された場合、これによって生じたカード利用代金は、本人会員に対し請求しません。 なお、当社からカードを発送した旨の連絡を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、本人会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出ます。
第14条 (解約並びに会員資格の取り消しと利用の停止等) (1) (条文省略) (2) (条文省略) ①～⑤ 条文省略 ⑥当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断したとき。 ⑦～⑫ (条文省略) (3)～(6) (条文省略)	第14条 (解約並びに会員資格の取り消しと利用の停止等) (1) (現行通り) (2) (現行通り) ①～⑤ 条文省略 ⑥当社においてカード等が他人により使用される可能性があるとして判断したとき。 ⑦～⑫ (現行通り) (3)～(6) (現行通り)
第19条 (規約の変更) (1) (条文省略) (2)当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (https://www.komeri-card.com/) において告知す	第19条 (規約の変更) (1) (現行通り) (2) (削除、以下繰り上げ)

現 行	改 訂 後
る方法又は本人会員に通知する方法等により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員が当社ホームページ掲載後若しくは通知書到達後にカードを使用したとき、又は当社ホームページ掲載後若しくは通知書到着後異議なく30日間経過したときは、本人会員は、変更内容を承諾したものとみなします。 (3) 「ケックーライン利用特約」「カード会員保障制度規約」「コモリポイントサービス規約」「株式会社コモリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」「株式会社コモリの個人情報の取扱いに関する同意条項」「ETC 専用カード利用特約」「コッコ Pay 特約」を改定する場合にも本条を準用します。	(2) ケックーライン利用特約」「カード会員保障制度規約」「コモリポイントサービス規約」「株式会社コモリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」「株式会社コモリの個人情報の取扱いに関する同意条項」「ETC 専用カード利用特約」「コモリカードWEB サービス利用規約」「コッコ Pay 特約」を改定する場合にも本条を準用します。
第II章 カードショッピング条項 第1条 (カードショッピングの利用方法) (1)会員は、次の各号に掲げる加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）でカードを提示し、所定の売上票、ジャーナル若しくはレシート（以下これらを総称して「売上票」という）にカード裏面と同一の自己の署名を行うことにより、又はCAT・POS（信用照会端末機）で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号を打鍵し、若しくは自己の署名を行うことにより、又は当社が個別の加盟店との間で取り決めたカード提示を省略し、若しくは打鍵、署名を省略する方法（コンピュータ通信、インターネット等のオンライン取引を含む）により、買物と役務の提供を受けることができます。ただし、1 回の利用金額が当社所定の金額を超えるときは、カード利用可能枠の範囲であっても、当社の承認が必要となります。 ①株式会社コモリ並びに株式会社ライフコモリ及び株式会社ムービータイム(本社所在地新潟県)の各店舗 ②当社及び当社の加盟店 ③ブランドに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社、金融機関等の加盟店（以下「ブランド加盟店」という） (2) (条文省略) (新設)	第II章 カードショッピング条項 第1条 (カードショッピングの利用方法) (1)会員は、次の各号に掲げる加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）でカードを提示し、所定の売上票、ジャーナル若しくはレシート（以下これらを総称して「売上票」という）にカード裏面と同一の自己の署名を行うことにより、又はCAT・POS（信用照会端末機）で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号を打鍵し、若しくは自己の署名を行うことにより、又は当社が個別の加盟店との間で取り決めたカード提示を省略し、若しくは打鍵、署名を省略する方法（コンピュータ通信、インターネット等のオンライン取引を含む）により、商品購入又は役務提供を受ける（以下あわせて「カードショッピング」という。）ことができます。ただし、1 回の利用金額が当社所定の金額を超えるときは、カード利用可能枠の範囲であっても、当社の承認が必要となります。 ①株式会社コモリ並びに株式会社ライフコモリ及び株式会社ムービータイム(本社所在地新潟県)の各店舗 ②当社及び当社の加盟店 ③ブランドに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社、金融機関等の加盟店（以下「ブランド加盟店」という） (2) (現行通り) (3)前2項の定めにかかわらず、電子商取引、通信販売、電話予約販売等その他、当社が認めた場合には、会員は当社所定の方法によりカード情報及び認証情報を通知することにより、カードショッピングをすることができるものとします。ただし、通知された情報が事前に当社に登録された情報等と一致せず本人認証ができない場合には、この限りではありません。

現 行	改 訂 後
(3)会員は、カード(カード情報を含む。以下本項において同じ)を加盟店に提示又は通知した際、カードの不正使用を防止するために当社がその加盟店から依頼を受けた場合、そのショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と当社が保有する会員の会員番号、氏名、自宅住所、電話番号その他の個人情報を当社が照合し、一致の有無をその加盟店に対し回答することがあることをあらかじめ承諾します。 (4)会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在通用力を有する紙幣・貨幣(記念通過を除く)の購入を目的とするカードのご利用はできません。	(4)会員は、カード等を加盟店に提示又は通知した際、カード等の他人使用を防止するために当社がその加盟店から依頼を受けた場合、そのショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と当社が保有する会員の会員番号、氏名、自宅住所、電話番号その他の個人情報を当社が照合し、一致の有無をその加盟店に対し回答することがあることをあらかじめ承諾します。 (5)会員は、換金又は違法な取引を目的とするカード等のご利用はできません。また、現在通用力を有する紙幣・貨幣(記念通過を除く)の購入を目的とするカードのご利用はできません。
第2条 (加盟店への立替払等) (1)本人会員は、会員が加盟店でカードショッピングをした場合、当社がカードショッピングの利用代金を会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託します。 (2) (条文省略) (3)本人会員は、第8条(1)に該当する場合を除いて、カード利用代金債権について、ご利用の都度、当該ご利用をもって加盟店に有する一切の抗弁権を放棄します。	第2条 (加盟店への立替払等) (1)本人会員は、会員が加盟店でカードショッピングをした場合、当社が商品又は役務の代金を会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託します。 (2) (現行通り) (3) (削除)
第3条 (商品の所有権並びに引取り及び評価充当) (1)会員は、カードを利用して購入した商品の所有権がそのカードショッピングの支払金が当社に対して完済されるまで、当社に留保されることを認めます。 (2)～(3) (条文省略)	第3条 (商品の所有権並びに引取り及び評価充当) (1)会員は、カード等を利用して購入した商品の所有権がそのカードショッピングに係るカード利用代金が当社に対して完済されるまで、当社に留保されることを認めます。 (2)～(3) (現行通り)
ETC専用カード利用特約 第3条 (ETC カード貸与と取扱い) (1)～(3) (条文省略) (4)車を降りる際、ETC カードは車内に放置せず、必ず携帯するものとします。これに違反し、盗難に遭った ETC カードの不正使用による損害は、すべて本人会員の負担となります。	ETC専用カード利用特約 第3条 (ETC カード貸与と取扱い) (1)～(3) (現行通り) (4)車を降りる際、ETC カードは車内に放置せず、必ず携帯するものとします。これに違反し、盗難に遭った ETC カードの他人使用による損害は、すべて本人会員の負担となります。
カード会員保障制度規約 第1条 (カード会員保障制度の内容) カード会員保障制度(以下「本制度」という)とは、株式会社コメリキャピタル(以下「当社」という)が会員に発行するクレジットカード(以下「カード」という)により保障期間中に他人に不正使用された場合において、本人会員が被る損害を当社が保障する制度です。	カード会員保障制度規約 第1条 (カード会員保障制度の内容) カード会員保障制度(以下「本制度」という)とは、コメリカード会員規約 (以下「原規約」という。)に定めるカード等が紛失盗難等により保障期間中に他人に使用された場合において、本人会員が被る損害(当該使用によるカード利用代金につき本人会員が負う支払義務を含む。以下同じ。)を当社が保障する制度です。なお、本規約で使用する用語は、本規約で特に定義する場合を除き、原規約の定義に従うものとします。
第3条 (紛失盗難届と損害保障期間)	第3条 (紛失盗難届と損害保障期間)

現 行	改 訂 後
(1)カードが紛失盗難等にあったことを知ったときは、会員は、直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出します。 (2) (条文省略) (3)第 1 条により当社が保障する損害は、前項の紛失盗難等の届出書を当社が受理した日を含め 6 1 日前までさかのぼり、その後発生した不正使用による損害とします。	(1)カード等が紛失盗難等にあったことを知ったときは、会員は、直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出します。 (2) (現行通り) (3)第 1 条により当社が保障する損害は、前項の紛失盗難等の届出書を当社が受理した日を含め 6 1 日前までさかのぼり、その後発生した他人使用による損害とします。
第 4 条 (本人認証サービスの登録) (1)会員は、第三者によるカード不正利用の防止のために、本人認証サービスの登録を自ら行うこと、又は、弊社が会員に代わって登録することに同意するものとします。 (2)本人認証サービスの利用にあたり、会員のデバイス情報(会員の端末本体を識別するための情報(ブラウザ名、画面解像度、ユーザー設定言語等))を取得し、本人認証サービス提供プログラムへ登録することを同意するものとします。 (3)会員は、本人認証サービスの利用にあたり、ワンタイムパスワードを会員の携帯電話へ通知すること、又は予め設定したパスワードを入力することを同意するものとします。	第 4 条 (本人認証サービスの登録) (1)会員は、他人によるカード等の使用防止のために、原規約に定める本人認証サービスの登録を自ら行うこと、又は、当社が会員に代わって登録することに同意するものとします。 (2)会員は、本人認証サービスの利用にあたり、当社が会員のデバイス情報(会員の端末本体を識別するための情報(ブラウザ名、画面解像度、ユーザー設定言語等))を取得し、会員に代わって本人認証サービス提供プログラムへ登録することに同意するものとします。 (3)会員は、本人認証サービスの利用にあたり、ワンタイムパスワードを会員の携帯電話へ通知すること、又は予め設定したパスワードを入力することに同意するものとします。
第 5 条 (保障されない損害) 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、保障の責任を負わず、その損害の全部を本人会員が負担します。 ①会員の故意又は重大な過失によって生じたとき。 ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用されたとき。 ③紛失盗難届の内容が虚偽であるとき。 ④会員規約に違反している状況において紛失盗難等が生じたとき。 ⑤カードの署名欄に会員自身の署名がない状態で損害が発生したとき。 ⑥戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難等が生じたとき。 ⑦紛失盗難等の届出を当社が受理した日の 61 日以前に損害が生じたとき。	第 5 条 (保障されない損害) 紛失盗難等によりカード等の他人使用がなされた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、保障の責任を負わず、その損害の全部を本人会員が負担します。 ①他人使用が会員の故意又は重大な過失(会員が紛失盗難等その他の同種の過失行為を繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード情報を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合、並びにこれらに準じる場合等を含む。)によって生じたとき。 ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によってカード等が使用されたとき。 ③紛失盗難届の内容が虚偽であるとき。 ④会員規約に違反している状況において紛失盗難等が生じたとき。 ⑤カードの署名欄に会員自身の署名がない状態で他人使用がなされたとき。 ⑥戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難等が生じたとき。 ⑦紛失盗難等の届出を当社が受理した日の 61 日以前に他人使用がなされたとき。

現 行	改 訂 後
⑧会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、当社の行う被害状況の調査に協力しなかったとき、又は損害防止軽減のための努力を行わなかったとき。	⑧会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、当社の行う被害状況の調査に協力しなかったとき、又は損害防止若しくは軽減のための努力を行わなかったとき。
⑨暗証番号の入力を伴う取引で損害が生じたとき。ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当社が認めたときは、この限りではありません。	⑨前各号の定めにかかわらず、暗証番号等の入力によりカード等の他人使用がされたとき。ただし、暗証番号等の管理使用状況を踏まえて会員に故意又は過失がない場合は、その限りではありません。
⑩本人認証サービスの登録を故意に行わなかったとき、第三者の携帯電話へ登録したとき、又は、誤った情報を登録しワンタイムパスワードが届かなかったとき。	⑩本人認証サービスの登録を故意に行わなかったとき、第三者の携帯電話へ登録したとき、又は、誤った情報を登録しワンタイムパスワードが届かなかったとき。
⑪その他、会員が当社の指示に従わなかったとき。	⑪その他、会員が当社の指示に従わなかったとき。

コメリカード WEB サービス利用規約 新旧対比表

現 行	改 定 後
第1条～第5条（条文省略） 第6条（IDおよびパスワード）	第1条～第5条（現行通り） 第6条（IDおよびパスワード）
(1)ご登録手続きの際に、登録希望者は自らID、パスワードを指定するものとします。なお、IDおよびパスワードが第三者に知られた場合および失念した場合、コメリカードWEB会員は、直ちに当社にその旨を通知し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。	(1)ご登録手続きの際に、登録希望者は自らID、パスワード（以下「ID等」という。）を指定するものとします。なお、コメリカードWEB会員は、ID等が他人（当該会員本人以外の全ての者を含む。以下同じ。）に知られた場合および失念した場合、直ちに当社にその旨を通知し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
(2)コメリカードWEB会員は、IDおよびパスワードの管理および使用について責任を負うものとします。IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。	(2)コメリカードWEB会員は、ID等について、善良なる管理者の注意をもって管理し使用するものとします。ID等の管理不十分、使用上の過誤または他人の利用等による損害については、会員の負担とします。ただし、ID等の管理及び使用の状況（以下「管理使用状況」という。）等を踏まえて会員に故意又は過失がない場合は、この限りではありません。
(3)コメリカードWEB会員は、理由の如何を問わず、IDおよびパスワードを第三者に使用させてはならないものとします。	(3)コメリカードWEB会員は、理由の如何を問わず、ID等を他人に使用させてはならないものとします。ID等が一致した場合は、コメリカードWEB会員本人利用とみなします。
(4)コメリカードWEB会員は、IDおよびパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するとともに、最寄りの警察署に届け出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。	(4)コメリカードWEB会員は、ID等が他人に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するとともに、最寄りの警察署に届け出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
(5)コメリカードWEB会員は、IDおよびパスワードが使用され、当社または当社関連会社若しくは第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。	(5)コメリカードWEB会員は、ID等が使用され、当社または当社関連会社若しくは第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

現 行	改 定 後								
第1条、第2条（条文省略）	第1条、第2条（現行通り）								
第3条（個人信用情報機関への登録及び利用） (1) 申込者及び会員は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力及び返済能力に関する情報の収集並びに加盟会員に対するその情報の提供を業とする者)及びその機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者、会員及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、申込者又は会員の支払能力及び返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。	第3条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供） (1) 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意 契約者（申込者を含みます。以下同じ。）は、下記の事項に同意します。 ①当社は、契約者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、契約者に関する信用情報（(3)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。 ②上記①の照会により、これら信用情報機関に契約者及び当該契約者の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、契約者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。 (注) 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）に提供することを業とするものをいいます。 (2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意 契約者は、下記の事項に同意します。 ①当社は、契約者に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。								
株式会社シー・アイ・シー（CIC）									
<table><tr><td>登録情報</td><td>登録期間</td></tr><tr><td>①本契約に係る申込みをした事実</td><td>当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間</td></tr><tr><td>②本契約に係る客観的な取引事実</td><td>契約期間中及び契約終了後5年以内</td></tr><tr><td>③債務の支払を延滞した事実</td><td>契約期間中及び契約終了後5年間</td></tr></table>	登録情報	登録期間	①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間	②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	
登録情報	登録期間								
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間								
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内								
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間								

現 行		改 定 後	
株式会社日本信用情報機構(JICC)			
登録情報	登録期間		
①契約に係る申込みをした事実	照会日から6か月以内		
②本契約に係る客観的な取引事実	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)		
③債務の支払を延滞した事実	契約継続中及び契約終了後5年以内		

当社が提供する信用情報	提供先	株式会社 シー・アイ・シー	株式会社 日本信用情報機構
	本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報及び申込の事実)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間	照会日から6か月以内
	本契約に係る事実(本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
	上記、本契約に係る事実 に債務の支払を延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

ア. 株式会社シー・アイ・シー

契約者の本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報 (契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報 (請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

イ. 株式会社日本信用情報機構
(現行通り)

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得ます。

① 株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

(3) 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

契約者は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による契約者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

現 行	改 定 後
〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファースト ウエスト 15F フリーダイヤル 0120-810-414 https://www.cic.co.jp ※同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ② 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 ナビダイヤル 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp ※同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター(KSC) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※提携個人信用情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。 ※CIC と JICC と KSC の三機関は、相互に提携しています。 (5) 上記(3)項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。 ① 株式会社シー・アイ・シー(CIC) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び会員に配偶者がある場合のその婚姻関係に関する情報並びに契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等、支払回数等契約内容に関する情報並びに利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報となります。 ② 株式会社日本信用情報機構(JICC) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)及び会員とその配偶者との婚姻関係に係る情報、申込情報	① 信用情報機関が保有する信用情報 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 ア. 上記(2)①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報 イ. 信用情報機関が収集した①以外の情報 ウ. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 ② 信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ③ 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①ア.イ.ウ)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①ア)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。 (4) 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関 ① 当社が加盟する信用情報機関の名称等 当社が加盟する信用情報機関の名称、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。 ア. 株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) お問合せ先：0 5 7 0 - 6 6 6 - 4 1 4 ホームページ：https://www.cic.co.jp/ ※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。 イ. 株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) お問合せ先：0 5 7 0 - 0 5 5 - 9 5 5 ホームページ：https://www.jicc.co.jp ※同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ② 提携信用情報機関の名称等

現 行	改 定 後
(申込日及び申込商品種別等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等)となります。 第4条～第10条 (条文省略)	提携信用情報機関の名称、問合せ電話番号は、下記のとおりです。 ア. 全国銀行個人信用情報センター お問合せ先：03-3214-5020 ホームページ：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 第4条～第10条 (現行通り)